

業務委託契約書

公益社団法人日本理学療法士協会（以下「委託者」という。）と●●（以下「受託者」という。）は、委託者の認定理学療法士試験実施に関する業務の全部又は一部の委託に関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 委託者は、本契約に基づき、第2条に定める内容の業務（以下「本委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
2. 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、別途書面による合意のない限り、委託者及び受託者間の本委託業務に関する一切の取引に適用される。

第2条（委託業務）

委託者が受託者に委託する本委託業務の内容は、次の各号に定める業務とし、その具体的内容は委託者及び受託者において別途協議の上、書面又は電磁的方法により定める。

- (1) 試験会場の予約等の業務
- (2) 受験票の作成、印刷、発送業務
- (3) 試験問題及び解答用紙に関する業務
- (4) 事前準備、試験当日の現場運営、事後業務
- (5) 採点業務
- (6) 試験問題の保管処分業務
- (7) その他委託者と受託者が別途合意した事項

第3条（業務委託料）

委託者は、受託者に対し、本委託業務の対価（以下「業務委託料」という。）として、金●●●円（うち消費税●●●円）を支払う。

第4条（支払方法）

1. 委託者は、前条に定める業務委託料を、本委託業務開始日に先立つ 20●●●年●●●月●●●日までに、受託者の指定する銀行口座へ振込み送金の方法により支払う。なお、振込手数料は、委託者の負担とする。
2. 委託者が前項の業務委託料の支払を怠った場合、委託者は、支払期限の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第5条（業務遂行上の義務等）

1. 委託者及び受託者は、本委託業務の遂行につき相互に協力義務を負う。
2. 受託者は、本契約に定められた各条項及び関係諸法令を誠実に遵守し、善良なる管理者

の注意をもって本委託業務を遂行し、本委託業務の成果物（第7条に定義する。）については完成義務を負わない。

3. 受託者は、本委託業務を遂行する上で必要な素材、原稿、資料等（以下「必要資料等」という。）がある場合には、委託者に対し、必要資料等を遅滞なく提供するよう求めることができ、委託者はこれに応じる。

第6条（業務報告）

受託者は、委託者の求めに応じて、本委託業務の遂行状況その他委託者が求める事項を必要な範囲で委託者に報告しなければならない。

第7条（成果物の納入）

1. 受託者は、20●●年●●月●●日までに、次に定める成果物を次に定める場所に納入する。成果物の具体的な仕様については、別途委託者及び受託者が別途協議により定めるところによる。
 - (1) 成果物：●●
 - (2) 納入場所：●●
2. 受託者は、前項の期限までに成果物を納入することができない場合には、委託者に対して、合理的な範囲内で納入期限の変更を求めることができる。

第8条（権利の帰属）

1. 本委託業務を通じて生じた成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、受託者に帰属する。
2. 本委託業務を通じて生じた成果物及び本委託業務の過程で生じる発明、考案又は創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は、全て受託者に帰属する。
3. 受託者は、前二項に係る成果物の知的財産権について、委託者による成果物の利用に必要な範囲内で、委託者に対してその使用を無償で許諾する。
4. 受託者は、本委託業務を通じて生じた成果物が、第三者の権利（知的財産権を含むが、これに限られない。）を侵害しないことを保証しない。

第9条（検収）

1. 委託者は、成果物を受領後【●日／●営業日】以内（以下「検収期間」という。）に、成果物の内容を検査の上、その合否を受託者に書面又は電磁的方法により通知する。委託者は、成果物が不合格と判断した場合には、受託者に対して不合格の通知とともに不合格となった具体的理由を示した上で、成果物の再納入を求めるものとする。検収期間内に合格又は不合格の通知が受託者に到達しない場合には、当該期間の満了日をもって当該成果物は検査に合格したものとみなす。

2. 受託者は、前項により再納入を求められた場合、無償で成果物の修正等を行い、再納入する。再納入された成果物の検収については、本条を準用する。
3. 委託者が合格と判断した時点において、成果物の引渡し完了とするものとし、成果物の所有権は、引渡しの完了と同時に委託者に移転する。

第 10 条（契約不適合）

1. 成果物に種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」という。）が発見された場合（前条に基づく検収により発見し得ない不適合に限る。）、委託者は受託者に対して通知することにより、受託者の選択によって履行の追完又は業務委託料の減額若しくは返還のいずれかを行うよう請求することができる。
2. 前項の規定は、委託者による損害賠償請求又は本契約の解除を妨げるものではない。
3. 前二項による請求は、成果物の引渡し完了から●か月以内に限り行うことができる。
4. 商法 526 条の規定は本契約には適用されない。

第 11 条（費用負担）

受託者が本委託業務を遂行するために要する費用は、委託者の負担とする。

第 12 条（再委託）

受託者は、本委託業務の遂行に必要な範囲で、本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

第 13 条（秘密保持義務）

1. 委託者及び受託者は、本委託業務の遂行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報で、相手方が秘密である旨を書面又は電磁的方法で明示して開示する情報（ただし、口頭で開示された情報については、開示当事者が、相手方に対し、開示後 3 日以内に秘密情報である旨を書面又は電磁的方法で通知した情報に限る。）（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面又は電磁的方法による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本委託業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定にかかわらず、委託者及び受託者は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面又は電磁的方法による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示する

ことができる。

- (1) 受託者が、前条に基づき、本委託業務を第三者に再委託する場合で、再委託先に対して、本委託業務の遂行に必要な最小限の範囲に限って、秘密情報を開示するとき。ただし、受託者は、再委託先に対し、同様の義務を負わせる。
- (2) 委託者及び受託者が、本委託業務の遂行に必要な範囲で、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等に対して、秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
- (3) 委託者及び受託者が、法令等（金融商品取引所の規則を含む。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。

第 14 条（個人情報保護）

1. 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本委託業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
2. 委託者及び受託者は、本委託業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本委託業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本委託業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
3. 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本委託業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
4. 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第 15 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から 20●●年●●月●●日までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、前項の期間中に成果物の引渡し完了しないときは、引渡しの完了日まで本契約の有効期間を延長する。

第 16 条（損害賠償責任）

委託者又は受託者は、債務不履行責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を

問わず、本契約に関して相手方に損害賠償責任を負う場合、相手方に対し、本契約で定める業務委託料の範囲において、相手方に生じた通常損害（逸失利益、特別損害及び弁護士費用を除く。）のみ賠償する責任を負う。

第 17 条（不可抗力）

委託者及び受託者は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の不履行につき、その責任を負わない。

第 18 条（期間内解約）

委託者及び受託者は、解約日の 1 か月前までに書面又は電磁的方法により通知することにより、本契約を中途解約することができる。ただし、解約しようとする当事者は、相手方に対して、その損害を賠償しなければならない。

第 19 条（解除）

1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 委託者又は受託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときには何らの催告を要しないで直ちに本契約及び委託者及び受託者間の別の契約（以下「本契約等」という。）の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約等に定める条項につき重大な違反があったとき。
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該一部に限る。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、又はこれらの申立を行ったとき。
 - (7) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
 - (8) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が 1 度でも不渡りとなったとき。
 - (9) 主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会

社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。

(10)公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。

(11)解散し、又は事業を廃止したとき。

(12)信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者及び受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約等の継続が困難であると認める事態が発生したとき。

(13)その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき。

3. 当事者の一方に前項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

4. 第1項又は第2項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第20条（契約終了時の措置）

1. 委託者は、本契約が本契約期間中に終了した場合、第3条に定める業務委託料に当該終了時までになされた本委託業務の履行割合を乗じた金額を、業務委託料として速やかに受託者に支払う。ただし、その終了が受託者の責めに帰すべき事由（受託者による中途解約を含む。）によらないときは、委託者は第3条に定める業務委託料の全額を受託者に支払わなければならない。

2. 委託者は、本契約が本契約期間中に終了した場合、受託者に対して、その時点での成果物（仕掛品を含む。）の引渡しをするよう請求できる。

第21条（権利義務の譲渡禁止）

委託者及び受託者は、相手方の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、本契約により生じた本契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、若しくは担保に供することはできない。

第22条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。

(1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。

(4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しないこと。

(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。
5. 第 3 項の規定により本契約等が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じたときでも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

第 23 条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第 8 条（権利の帰属）、第 13 条（秘密保持義務）、第 14 条（個人情報保護）、第 16 条（損害賠償責任）、第 21 条（権利義務の譲渡禁止）、本条（存続条項）、第 24 条（準拠法・管轄裁判所）及び第 25 条（協議解決）は有効に存続する。ただし、第 13 条（秘密保持義務）については、本契約終了後 1 年間に限り有効に存続する。

第 24 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関する委託者及び受託者間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、●●地方裁判所とする。

第 25 条（協議解決）

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、委託者及び受託者は、本契約の趣旨に従い、誠実協議の上、解決を図る。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が各記名押印の上、各1通を保管する。

20●●年●●月●●日

(委託者)

東京都港区六本木 7-11-10
公益社団法人日本理学療法士協会
会長 齊藤 秀之

(受託者)

住 所
会社名
代表者